

栃木市議会基本条例 検証結果報告書



令和3年8月

栃木市議会 議会運営委員会

////// 目 次 //////////////

1	はじめに	P 1
2	検証体制及び検証方法について	P 2
3	検証結果について	P 2 ~ P 6
4	付言事項について	P 7, P 8
5	おすびに	P 9
6	参考資料	P 10 ~ P 17

1 はじめに

栃木市議会では、議会基本条例（以下「条例」という。）を平成23年3月に制定後、本会議のインターネット中継の実施や議会報告会の開催、予算・決算特別委員会の設置、さらには政務活動費の後払い方式や領収書のホームページ公開など、市民に開かれた分かりやすい議会を目指し、様々な議会改革に取り組んできた。

条例では、「議会は、議会と議員の権能と果たすべき役割を明らかにし、市民との情報の共有化を図り、市民意思を市政に反映させる最良の市政運営を目指す」ことを基本理念に掲げ、「市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に資する」ことを目的としており、その手段として、議会、議員がそれぞれ担う役割を果たし、市民の負託に応えることができる議会運営、議会活動等を行うことを定めている。

また、条例第21条第1項では、「議会は、一般選挙前に、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。」と規定していることから、令和3年2月に第1回目の委員会を開催し、以来計6回の会議を重ね、私たちの議会活動が目的を達成するための活動になっているのか、また、条例に規定された各条文がその目的に合致しているのか、等について、それぞれの委員が活発な意見交換を行ったところである。

本検証では、全ての会議において、委員が積極的に発言し、意見が分かれた条文等の検証においては、可能な限り熟議を重ねながら、委員全員の総意として委員会としての評価を導いたところである。

〔 栃木市議会基本条例 抜粋 〕

(目的)

第1条 この条例は、真の地方主権の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の負託に応えられる議会運営の実現を図り、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に資することを目的とする。

(達成状況の検証)

第21条 議会は、一般選挙前に、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果を公表し、制度の改善が必要となったときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 第1項による検証の結果については、一般選挙後の議会に引き継ぐものとする。

2 検証体制及び検証方法について

本委員会における検証については、議会基本条例達成状況検証実施要領を定め、取り組むこととした。(詳細はP 1 1, P 1 2 参照)

3 検証結果について

条 文	評 価	評 価 内 容
前文	—	(検証対象外)
第1条(目的)	—	(検証対象外)
第2条(議会の使命) 第1項(市民意向の反映)	A	議会報告会では市民の意見を聴取する時間を多く設けるとともに、アンケートを実施するなど、市民意見の把握に努め、一般質問等を通して市政に反映している。
第2項(透明性等の確保)	A	本会議の様子をケーブルテレビやインターネットで生配信するとともに、議会だよりの発行や議会からのお知らせを配布するなど、積極的に議会の情報を発信している。
第3項(政策立案等強化)	B	議会報告会を通して政策提言を行っているが、今後も政策立案機能を強化し、政策条例の制定に向けて積極的に取り組むべきである。
第4項(自由な討議)	B	常任委員会で過去に実施したことはあるが、議会全体としては十分とは言えない。 また、自由討議による合意形成は、議会が目指すべき姿であることから、更に活性化するよう検討を要す。
第5項(執行機関の監視)	B	一般質問、委員会審査、及び研究会等での活発な議論を行うことで執行機関を監視しているが、行政評価のあり方について検討が必要である。
第6項(市民への説明責任)	B	議会だよりや議会報告会などにより、説明責任を果たす努力はしているが、行政用語や専門用語を用いることもあるため、より分かりやすい説明に努めるべきである。

条文	評価	評価内容
第7項（議会改革の推進）	A	議会改革検討委員会を設置し、常に議会改革に取り組んでいる。
第3条（議長の使命） 第1項（中立公正）	A	中立公正な立場で議会運営を行うとともに、少数意見にも耳を傾けるなど、民主的な議会運営に努めている。 また、会派に属さず中立公正な立場を確保している。
第2項（分かりやすい運営）	B	議案資料等を議会図書室に備え付け、常に市民が閲覧できる状態にある。
第3項（事務局の指揮監督）	A	議長は、事務局職員の能力向上に取り組んでおり、適切に指揮監督している。
第4項（議会改革の推進）	A	議会改革検討委員会を設置し、様々な改革や改善に取り組んでいる。
第4条（議員の使命） 第1項（誠実公正な活動）	A	各議員において、それぞれ議員の使命を自覚し、誠実な議会活動に努めている。
第2項（市民意見の反映）	A	多様な意見や要望等を的確に把握し、市民全体の福祉の向上のために、一般質問等の議会活動を通して市政への反映に努めている。
第3項（情報発信）	B	第2条第4項（議会の使命）との関連もあるが、議会全体としては十分とは言えないことから、自由討議をしやすい環境づくりに努めるべきである。
第4項（法令遵守）	A	議員一人ひとりが市民の代表であることを自覚し、規律ある態度で行動している。 また、政治倫理条例を制定するなど、市民に信頼される議会、議員を目指し取り組んでいる。
第5項（資質向上）	B	本市の将来展望・市民福祉の向上のために、視察や研修会に積極的に参加し自己研鑽に努めているが、更なる資質の向上を図るべきである。
第5条（会派） 第1項（会派の結成）	A	政治理念や考え方を同じくする議員で会派を結成している。
第2項（会派内の合意形成）	A	議案等の審査、主要施策に対する提案等、会派内で議論し、議員間の合意形成を図っている。
第6条（会議の公開）	A	全ての会議を原則公開しているほか、本会議のインターネット配信やケーブルテレビのライブ中継の実施、また、ホームページや議会だより等を活用し、積極的に議会の情報を公開している。

条文	評価	評価内容
第7条（市民との連携） 第1項（参考人制度等）	B	案件によっては参考人制度や公聴会制度を十分に活用することについて検討すべきである。
第2項（請願等の意見陳述）	A	請願・陳情提出者からの意見陳述の申し出に基づき、適切に意見聴取を実施している。
第3項（意見交換の場）	A	各常任委員研究会で、各種団体等との意見交換を積極的に実施した。 また、議会報告会では、新たな試みとしてオンライン座談会に参加し、多様な意見交換の場の創出に努めた。
第8条（議会報告会）	A	毎年1回、各地域で開催している。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から議会報告会の開催方法を変更するとともに、オンライン座談会に参加した。
第9条（質疑の方法） 第1項（一問一答）	A	本会議における一般質問、及び議案に対する質疑、並びに各委員会等における質疑については、一問一答方式により活発に行っており、論点・争点の明確化に努めている。
第2項（的確な回答の要求）	A	一問一答方式により、常に的確な回答が得られるよう、一般質問等に取り組んでいる。
第3項（反問）	B	発言内容を確認するための反問は行われている。
第10条（政策等の形成） 第1項（説明の要求）	A	議員研究会や各常任委員研究会を活発に開催し、市の施策や事業等について説明を受け、検討・審議を行っている。
第2項（資料の要求）	A	予算・決算審議の充実を図るため、予算の概要や決算状況報告書、また、主要事務事業等に関する参考資料の提出を求め、より詳細な審査に取り組んでいる。
第3項（総合的な判断）	A	市の政策等の審議に当たっては、執行部から説明、報告を聴取した上で、必要に応じ、会派又は議員個人から提案、提言を行っており、その過程で市の政策等の検証を行い、総合的な判断を行っている。
第11条（政務活動費） 第1項（厳正適切な活用）	A	条例、規則、使途基準（政務活動費マニュアル）に従い、適正に政務活動費を活用している。

条文	評価	評価内容
第2項（透明性等の確保）	A	収支報告書や領収書等を議会ホームページに掲載するなど、透明性の確保に取り組むとともに、市民への説明責任を果たしている。 また、政務活動費の更なる透明性の向上と適正な支給方法とするため、完全後払い方式を採用している。
第12条（議会事務局）	A	市町村アカデミー主催の議会事務研修や、民間研修機関等が実施する法令実務研修等への派遣を行うなど、事務局の機能強化に努めている。
第13条（議員研修） 第1項（研修の充実）	A	会派及び議員個人による研修により、政策形成能力等の向上に努めている。
第2項（研修会開催）	A	全議員を対象に毎年1回以上外部有識者による講演会等の研修会を実施している。
第3項（財政措置等の要求）	A	政策形成に関する必要な予算は確保されており、円滑な議会活動が図られている。
第14条（議会図書室）	A	常に市民が利用できる状況は確保されている。
第15条（議会広報） 第1項（議会独自の周知）	A	議会だよりの発行、ホームページへの掲載、ケーブルテレビでの生放送、インターネットによる映像配信など、様々な媒体を活用し、市民への周知に努めている。
第2項（広報活動）	A	議会活動や議会報告会を紹介するPR動画を3本作成し、議会への関心を高める取り組みを行った。
第16条（議員定数）	A	議員定数検討委員会を設置のうえ協議・検討を重ねるとともに、市の諮問機関である市民会議の意見等を参考にしながら適正な議員定数に改正することができた。
第17条（議員報酬）	B	議員報酬の改正は行っていないが、検討する環境は整っている。
第18条（政治倫理） 第1項（倫理的行動）	A	市議会議員という立場を自覚し、その職責に基づいて行動している。 また、議員の品位を保ち、識見を養うよう研鑽に努めている。
第2項（条例の制定）	A	本条例の規定に基づき、栃木市議会政治倫理条例を制定した。（平成25年12月20日）
第19条（他の条例）	A	議会における最高規範として位置付けられており、議会に関する条例制定の際には、本条例との整合性を確認している。

条 文	評 価	評 価 内 容
第 2 0 条（議会等の責務）	A	本条例の規定に基づき、本会議をはじめとする各種会議を運営している。
第 2 1 条（条例の検証） 第 1 項（検証方法、主体等）	A	本条例の規定に基づき、一般選挙前に議会運営委員会において検証している。
第 2 項（検証結果の公表）	A	議会だよりやホームページにおいて検証結果を公表し、必要に応じて適切な措置を講じていく。
第 3 項（検証結果の引継ぎ）	A	本検証の結果を改選後の議会に引き継いでいる。
第 2 2 条（見直し手続）	—	（検証対象外）

評価の内訳

評価結果	項目数
A（達成）	37
B（一部達成）	10
C（未達成）	0
—（検証対象外）	3

本検証においては、約8割の条項が達成されているという評価であり、本市議会が条例の趣旨に則って概ね活動できていると評価できる。

ただし、一部達成と評価された条文が2割程度見受けられることから、条例の目的達成にむけて、更にその取り組みの充実が求められる。

なお、一部達成とされた条文に対する取り組みについては、次の付言事項で指摘することとする。

4 付言事項について

本条例は、市民の要望や本市議会の実情のみならず、社会情勢の変化、或いは市民への分かりやすさなど、様々な事項に関して適切に対応し改善することで、その最高規範性が保たれるものと考えられる。

今回の検証において、各条文に定められた事項は全般的に達成されている状況にあるが、一部B評価となった条項も見受けられることから、特に対応が必要と思われる次の事項について検討されたく、付言することとする。

なお、付言事項の検討に当たっては、多くの議員が参画し協議を進めることを要望する。

(1) 政策立案機能の充実について

第2条第3項においては、議会は、活力あるまちづくりに寄与するため、政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化しなければならないとある。

本市議会では、議会報告会を年1回開催し、市民の多様な意見の把握に努めるとともに、特に参考とすべき事項については執行部に対して政策提言を行っているが、その一方で、市民から聴取した意見を積極的に政策形成に活用する点においては、取り組みが不十分であるとの評価が出されたところである。

今後、議会、議員による政策立案機能を強化し、市民福祉の向上につながる政策条例の制定について積極的に取り組まれない。

(2) 議員間の活発な自由討議について

条例の第2条第4項及び第4条第3項においては、議会は言論の府として、自由な討議を行うことにより、市政の論点等を明らかにすることとしている。

平成29年11月に、自由討議が活発に行われるよう試行実施に関する具体的な手法を策定し、実施に向けた環境整備に努めてきたが、これまで実施に至った事案は1件に留まり、その取り組みは十分とは言えない状況である。

市政の課題に対する論点、争点を明らかにし、より多くの市民の納得が得られる説明ができるよう、引き続き自由討議の活性化について検討されたい。

(3) 市民への説明責任について

第2条第6項の議会における市民への説明責任を果たすため、議会だよりやホームページ、議会報告会などを活用し、積極的に情報発信に努めているが、紙面の都合上、議案の審議内容や論点、争点について説明が十分とは言えない部分が見受けられる。

特に、議会独自の視点による市民への情報の発信については、議会の広報活動を充実させるなどして、その取り組みを強化されたい。

なお、市民への説明に当たっては、行政用語や専門用語の使用はできるだけ避け、分かりやすい言葉の使用や資料作りに努められたい。

より市民に信頼され開かれた議会となるよう、引き続き情報発信の強化に努め、市民への説明責任を果されたい。

(4) 参考人制度及び公聴会制度について

委員会における議案や請願等の審査においては、執行部からの説明や請願者等からの聴取に留まり、参考人制度や公聴会制度の活用はなかった。

専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させ、十分な審査が行われるよう、必要に応じて制度の活用について検討されたい。

(5) 議員報酬について

第17条の議員報酬については、検討する環境は整っているものの実際の検討には至っていない。

しかしながら、令和3年3月定例会において次期一般選挙における議員定数条例を改正した際に、その検討過程の中で議員のなり手確保の観点から、議員報酬のあり方についても検討が必要であるとの意見が出されたところである。

このことを踏まえ、議員報酬の検討を行う際には、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望、さらには議員の活動量等を十分考慮するとともに、市民を含む第三者機関による評価等を参考としながら、引き続き検討を進められたい。

5 おすびに

今回、本委員会における検証を通し、議会基本条例の認識を深めるとともに、議会と議員の使命を再確認できたことは大変意義のあるものであった。

議会基本条例は議会における最高規範であり、市民の負託に応えられる議会となるためには、今回の検証で得た取り組むべき課題を全議員が共有し、次期任期となる改選後の議会においても、多くの議員が参画のうえ継続して協議していくことが必要である。

今後も、議会基本条例の理念のもと、市民の負託に的確に応える努力を続け、これまで以上に市民に信頼され開かれた議会となるよう改めて決意するものである。

6 参考資料

- ・ 議会基本条例達成状況検証実施要領 P 1 1, P 1 2
- ・ 検討経過 (別紙のとおり) P 1 2
- ・ 委員名簿 (別紙のとおり) P 1 2
- ・ 栃木市議会基本条例 P 1 3 ~ P 1 7

議会基本条例達成状況検証実施要領

本要領は、議会基本条例第21条の規定に基づき、同条例の達成状況の検証を円滑に進めるため、検証の方法及び検証結果の公表方法を定めることとする。

1 検証の方法等について

(1) 検討体制

①議会運営委員会 委員長 大谷 好一 副委員長 川上 均
委員 森戸 雅孝 小久保 かおる 針谷 育造
松本 喜一 福田 裕司 中島 克訓
氏家 晃 (令和3年6月1日まで)

②議長 小堀 良江 副議長 梅澤 米満 (令和3年5月28日まで)
副議長 広瀬 義明 (令和3年5月29日から)

(議長及び副議長については、オブザーバーとして会議に出席し、委員長の許可を経て発言することができる。なお、採決には加われないこととする。)

(2) 検証の進め方

- ①全22の条項について、一条一項ずつ検証を行うこととする。
- ②検証は3段階で評価することとする。
- ③評価に際しては、その検証の内容や理由等を記載することとする。
- ④検証については、別紙1の達成状況検証表により行うこととする。

【評価の段階】

- | | | |
|--------|---|--------------------------|
| A：達成 | … | 当該条項は概ね（8割程度）その目的を達成した。 |
| B：一部達成 | … | 当該条項は一部（5割程度）その目的を達成した。 |
| C：未達成 | … | 当該条項は、目的を達成できなかった。（3割以下） |
| —：対象外 | … | 当該条項は、検証の対象外とする。 |

2 検証結果の公表について

(1) 市HPや議会だよりへの掲載について

本委員会における検証の結果については、市ホームページや議会だよりに掲載し、広く市民に周知を図ることとする。

(2) 市民説明会の開催、又はパブリックコメントの実施について

条例の検証を行い、条文の見直しにより条例改正の必要が生じた場合には、本条例の趣旨に則り、市民説明会又はパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取する場を設けることとする。なお、市民説明会については、議会報告会における説明を含むこととする。

3 その他

(1) 議会への報告について

検証結果の報告については、議長に対しては、検証報告書を提出することとし、議員に対しては、全員協議会等の場で報告を行うこととする。

(2) 検討スケジュールについて

本委員会における検討スケジュールについては、別紙2のスケジュール表を基本とし、検証作業を進めることとする。

【別紙】 検討経過

回次	開催年月日	協議内容
1	令和3年2月 2日	・議会基本条例達成状況検証実施要領（案）について
2	令和3年3月16日	・議会基本条例達成状況の検証について （第1条から第5条までの検証）
3	令和3年4月16日	・議会基本条例達成状況の検証について （第6条から第12条までの検証）
4	令和3年5月21日	・議会基本条例達成状況の検証について （第13条から第17条までの検証）
5	令和3年6月23日	・議会基本条例達成状況の検証について （第18条から第22条までの検証）
6	令和3年7月28日	・報告書の作成について

【別紙】 委員名簿

職名	委員名	備考
委員長	大谷 好一	
副委員長	川上 均	
委員	森戸 雅孝	
委員	小久保 かおる	
委員	針谷 育造	
委員	松本 喜一	
委員	福田 裕司	
委員	中島 克訓	
委員	氏家 晃	令和3年6月1日まで
オブザーバー	小堀 良江	(議長)
オブザーバー	広瀬 義明	令和3年5月28日から (副議長)
オブザーバー	梅澤 米満	令和3年5月28日まで (前副議長)

■ 栃木市議会基本条例

〔前文〕

地方分権が進展し、地方自治体の自己決定、自己責任のもと、議会の役割と責任は益々大きくなっている。

市民から選挙で選ばれた議員で構成される議会は、同じく選挙で選ばれた市長と共に、二元代表制のもと、市民の代表機関として、地方自治の本旨に従い、市民本意の市政を実現する責任がある。

その責任を果たすため、議会は、議会と議員の権能と果たすべき役割を明らかにし、市民との情報の共有化を図り、市民意思を市政に反映させる最良の市政運営をしなければならない。

栃木市議会は、ここに栃木市議会基本条例を制定し、その理念に基づいて規定を遵守することにより、市民に信頼され開かれた議会とすることを決意する。

(目的)

第1条 この条例は、真の地方主権の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の負託に応えられる議会運営の実現を図り、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に資することを目的とする。

(議会の使命)

第2条 議会は、市民の代表機関であることを認識し、市民の多様な意見を的確に把握するとともに市政に反映させるよう努め、市民福祉の向上を図らなければならない。

2 議会は、公正性及び透明性を確保するとともに、情報公開と情報発信を積極的に行い、市民に開かれた議会を実現し、市民自治の推進に努めなければならない。

3 議会は、活力あるまちづくりに寄与するため、政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化しなければならない。

4 議会は、言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじなければならない。

5 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保ち、政策及び事務の執行を監視し、評価しなければならない。

6 議会は、市民に説明責任を果たすため、市民にとって分かりやすい説明に努めなければならない。

7 議会は、市民に信頼される議会を目指し、議会改革を推進しなければならない。

(議長の使命)

第3条 議長は、中立公正な立場で、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

- 2 議長は、議案の審議に用いる資料を市民に提供するなど、分かりやすい議会運営を行わなければならない。
- 3 議長は、議会事務局職員を指揮監督し、能力の向上を図るよう努めなければならない。
- 4 議長は、議会の代表者として、議会のあり方を常に見直し、議会改革を推進するよう努めなければならない。

(議員の使命)

第4条 議員は、二元代表制の一翼を担う議会の一員であることを自覚し、市民福祉の向上を目指して、誠実かつ公正に活動しなければならない。

- 2 議員は、市政全般について市民の意見を的確に把握し、十分に検討判断の上、市政に反映させなければならない。
- 3 議員は、自由闊達な討議をとおして市政の論点、争点を明らかにし、市民に対し、積極的に情報発信を行わなければならない。
- 4 議員は、法令等を遵守し、市民の代表としてふさわしい行動をとらなくてはならない。
- 5 議員は、自己の能力を高める日常の研さんによって、議員として資質の向上に努めなければならない。

(会派)

第5条 議員は、市政に関する基本的な考え方で同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。

(会議の公開)

第6条 議会は、開かれた議会を実現するため、本会議を始めすべての会議を原則として公開し、透明性を確保するものとする。

(市民との連携)

第7条 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるため、必要に応じて、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。

- 2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけ、必要に応じて、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 3 議会は、市民の意見を政策提案に反映させるため、市民、市民団体等との意見交換の場を設けるものとする。

(議会報告会)

第8条 議会は、年1回以上議会報告会を開催し、市民との意見交換を行うものとする。

(質疑の方法)

第9条 議会は、市民に分かりやすくするため、本会議、委員会その他の会議（以下「本会議等」という。）における質疑応答を、原則として、一問一答の方式により、論点を明確にして行うものとする。

- 2 議会は、本会議等の質疑応答において、市長等に対し、的確に回答するよう求めるものとする。
- 3 市長等は、本会議等の質疑応答において、質疑の内容が明らかでないときは、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

(政策等の形成過程の説明及び審議)

第10条 議会は、市長等が提案する政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする理由及び背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 総合計画上の根拠又は位置づけ
 - (4) 検討した他の政策案等の内容
 - (5) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (6) 検討過程における市民参加の状況
 - (7) 関係法令及び条例等
 - (8) 政策等の実施に係る財源措置
 - (9) 将来にわたるコスト計算
- 2 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、市長等に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出を求めることができる。
 - 3 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、説明資料を検証して十分な審議を尽くし、総合的に判断するものとする。

(政務活動費)

第11条 会派及び議員は、政務活動費を政策立案及び調査研究に資するため、厳正かつ適切に活用するものとする。

2 会派及び議員は、公正性及び透明性を確保し、政務活動費による活動状況を公開するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

3 議会は、議会又は議員の政策形成等の活動のため、財政措置、情報提供その他必要な措置を講じるよう市長等に対して求めることができる。

(議会図書室)

第14条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、広報活動に努めるものとする。

(議員定数)

第16条 委員会及び議員提案による議員定数の改正に当たっては、市政の課題及び将来展望、市民の多様な意見の反映等の視点を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。

(議員報酬)

第17条 委員会及び議員提案による議員報酬の改正に当たっては、市政の現状及び将来展望を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員に関する政治倫理は別に条例で定める。

(他の条例との関係)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則に基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(達成状況の検証)

第21条 議会は、一般選挙前に、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果を公表し、制度の改善が必要となったときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 第1項による検証の結果については、一般選挙後の議会に引き継ぐものとする。

(見直し手続)

第22条 議会は、この条例を改正しようとするときは、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第36号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第30号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。